

屋外広告物等の規制と誘導による都市景観の整備

1 屋外広告物等の規制と誘導に関する方針

都市の景観は、自然や建物だけではなく、あらゆる都市活動から生み出されるものであり、屋外広告物もその一つです。

京都市では、京都市屋外広告物等に関する条例に基づき、市内全域で屋外広告物規制区域等を指定し、建物に関する規制や地域ごとの景観特性に応じた屋外広告物に関する基準を定めるとともに、優良な屋外広告物に対する支援制度を設けることで、美しく品格のある都市景観の形成を図っていきます。



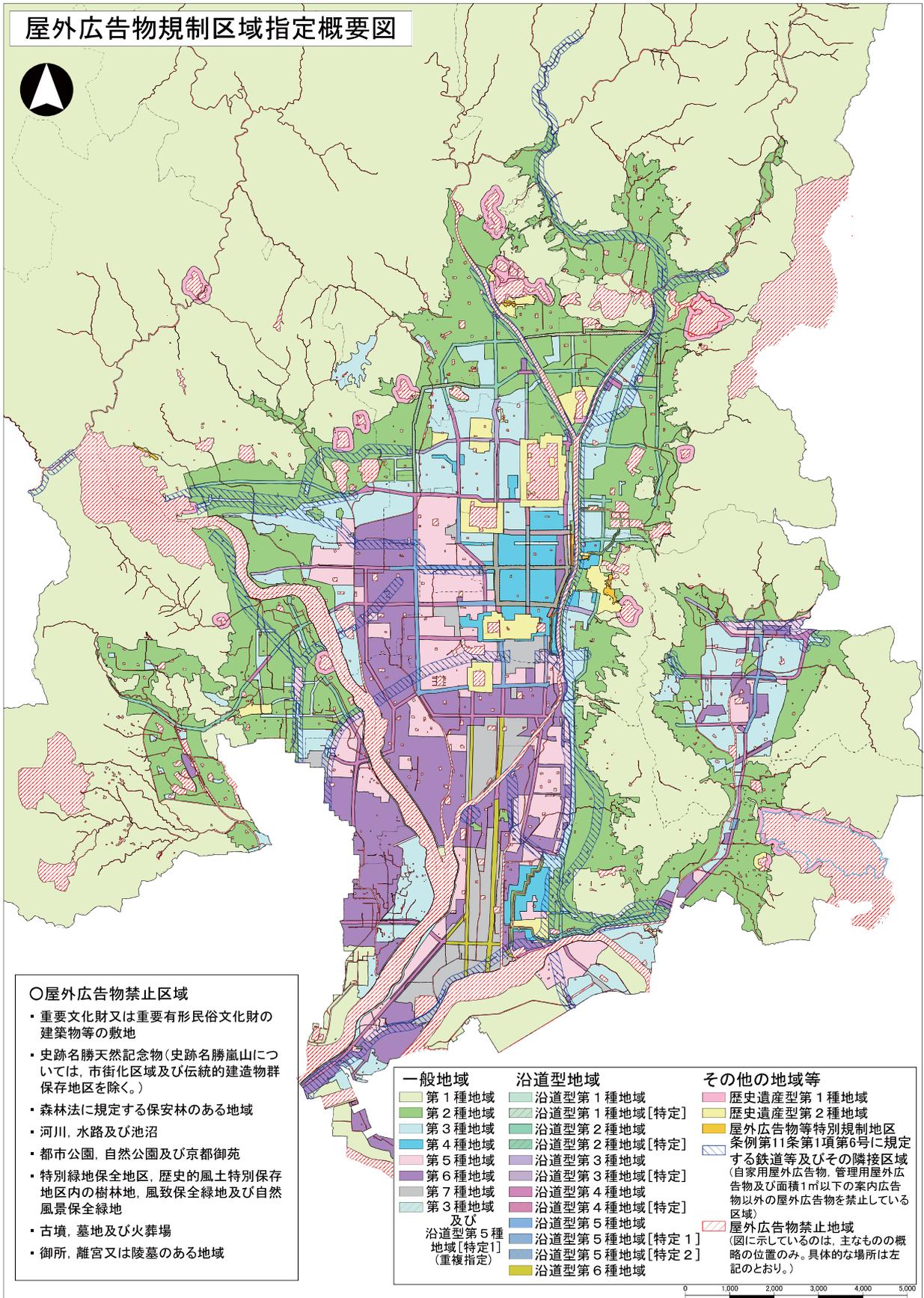
■屋外広告物とは

- ・屋外において、常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるもので、具体的には、看板や広告塔、のぼり、ポスター等をはじめ、建物の壁面に直接表示するビルの名称等も含まれます。
- ・昼間又は夜間のみ表示するようなものも含まれます。
- ・表示内容については、文字だけでなく、商標、シンボルマーク、写真等のほか、企業のコーポレートカラー等、一定のイメージを喚起させるものも含まれます。
- ・非営利目的のものも含まれます。

(屋外広告物の例)



屋外広告物規制区域指定概要図



○屋外広告物禁止区域

- 重要文化財又は重要有形民俗文化財の建築物等の敷地
- 史跡名勝天然記念物(史跡名勝嵐山については、市街化区域及び伝統的建造物群保存地区を除く。)
- 森林法に規定する保安林のある地域
- 河川、水路及び池沼
- 都市公園、自然公園及び京都御苑
- 特別緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区内の樹林地、風致保全緑地及び自然風景保全緑地
- 古墳、墓地及び火葬場
- 御所、離宮又は陵墓のある地域

一般地域	沿道型地域	その他の地域等
第1種地域	沿道型第1種地域	歴史遺産型第1種地域
第2種地域	沿道型第1種地域[特定]	歴史遺産型第2種地域
第3種地域	沿道型第2種地域	屋外広告物等特別規制地区
第4種地域	沿道型第2種地域[特定]	条例第11条第1項第6号に規定する鉄道等及びその隣接区域(自家用屋外広告物、管理用屋外広告物及び面積1㎡以下の案内広告物以外の屋外広告物を禁止している区域)
第5種地域	沿道型第3種地域	屋外広告物禁止地域(図に示しているのは、主なものの概略の位置のみ。具体的な場所は左記のとおり。)
第6種地域	沿道型第3種地域[特定]	
第7種地域	沿道型第4種地域	
第3種地域及び沿道型第5種地域[特定1]	沿道型第4種地域[特定]	
(重複指定)	沿道型第5種地域	
	沿道型第5種地域[特定1]	
	沿道型第5種地域[特定2]	
	沿道型第6種地域	



2 屋外広告物等の主な規制の概要

京都市内で屋外広告物の表示や掲出物件の設置等を行う業者に対しては、京都市への屋外広告業の登録を義務付けています。登録を受けずに業を営む等の違反行為に対しては、懲役・罰金等の罰則を設けています。また、屋外広告物を表示するためには、あらかじめ市長の許可が必要となります。京都市では、屋外広告物等の主な規制として、以下の8つの項目の基準等を定めています。

①表示の禁止

屋外広告物等の表示について、3つの禁止事項を設けています。

1つめは、表示等が禁止されている「場所」や「物」です。公園や河川、史跡名勝等の公共空間や文化財的価値のある場所のほか、重要文化財等の文化財的価値のある建物や、電柱、アーケードの支柱、道路標識、歩道柵等の公共物には、屋外広告物の表示を原則として禁止しています。

なお、国又は地方公共団体が表示する公共の目的のための屋外広告物や、祭礼等伝統的な行

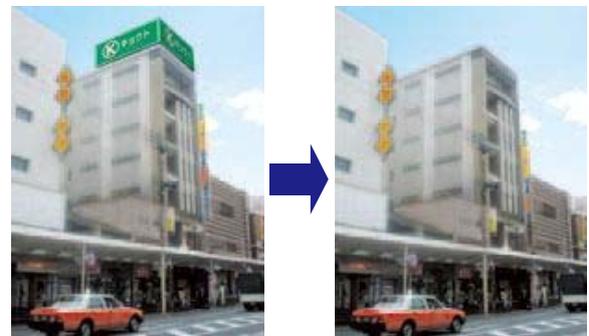
事に係る屋外広告物は、例外的に、これらの場所や物であっても表示することができます。

2つめは屋上屋外広告物です。良好なスカイラインを形成し、美しい都市景観を創出していくため、屋上に設置する屋外広告物を、市内の全域で禁止しています。

3つめは、点滅式照明や可動式照明（回転灯等）です。点滅式照明や可動式照明は、警告や注意を促す照明等と混同するおそれがあることや、刺激が強く、都市の景観に支障をきたすことから、屋外広告物への使用を市内の全域で禁止しています。



禁止されている「場所」の例



屋上屋外広告物の表示禁止



禁止されている「物」の例



可動式照明・点滅式照明の使用禁止

②表示できる高さの基準

袖看板や壁面平付け看板等の屋外広告物を建物に表示できる高さは、それぞれの地域に応じて定めた基準と、表示する建物の高さの2/3以下の、どちらか低い方としています。

広告塔や支柱型の看板等の自立している屋外広告物についても、地域特性に応じて、3～10mまでの高さの基準を定めています。

③デザインの基準

屋外広告物等のデザインについて、3つの基準を設けています。

1つめは、色彩の基準です。マンセル値により使用する色彩の基準を定めており、下地の色が赤色、黄色等の彩度の高い鮮やかなものは、表示できません。また、使用する色彩が建物や周囲の景観と調和しないものも表示できません。

2つめは、写真・絵画等の使用に関する基準です。写真・絵画等は、表示する建物や周囲の景観と調和するものでなければ、表示できません。

3つめは、形態の基準です。良好な町並みの形成を図っていくために、屋外広告物の形態が建物のデザインや周囲の景観と調和しないものは、表示できません。



良好な町並み景観と調和した屋外広告物

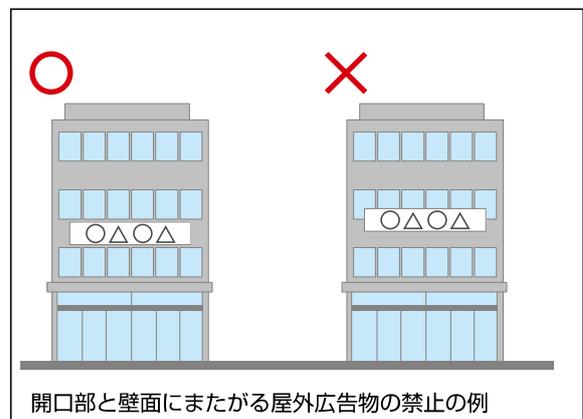
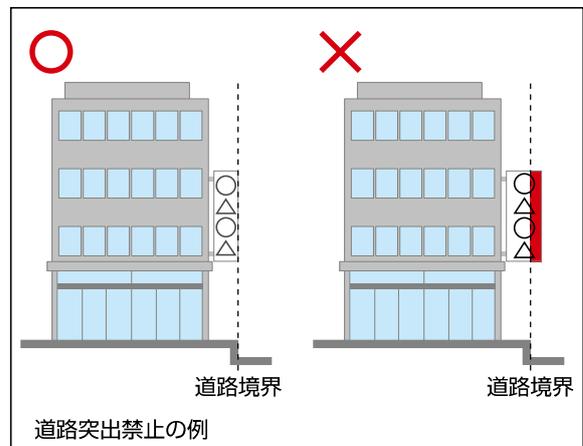
④表示できる面積の基準

屋外広告物の1個当たりの面積や、表示する壁面の面積に対する屋外広告物の総面積の割合（表示率）について、それぞれの地域に応じて屋外広告物の1個当たりの面積（3～50㎡）や、表示する壁面の面積に対する屋外広告物の総面積の割合（表示率（10～30%））について、基準を定めています。

⑤表示できる位置の基準

道路の上空空間を開放し、良好な通りの景観を形成するため、一部の幹線道路沿道では、屋外広告物の道路上空への突出を原則として禁止しています。

また、窓その他の開口部と壁面にまたがる屋外広告物は、建物のデザインを損なうため、原則として禁止しています。



⑥屋外広告物等特別規制地区

伝統的な建物が優れた景観を形成している産寧坂、祇園新橋等の伝統的建造物群保存地区と木屋町地域については、「屋外広告物等特別規制地区」として指定し、地区ごとに屋外広告物等景観整備計画を策定し、その中で、それぞれの景観の特色に応じた基準を定めています。



⑦車両屋外広告物の基準

車両に表示する屋外広告物について、位置、面積、意匠等に関する基準を設けています。車両全体を広告で覆う「ラッピング広告」等、特に面積の大きいものについては、意匠が特に優れており、景観を乱さないものに限り、特例として認めています。



⑧特定屋内広告物の基準

窓ガラスの内側に貼るなどして、屋外の公衆に対して表示する広告物（特定屋内広告物）について、屋外広告物同様、景観に一定の影響を与えるため、面積や色彩の基準を定めています。



3 優良な屋外広告物の誘導のための支援制度

優良な屋外広告物の表示を積極的に誘導し、良好な景観の形成につなげていくため、以下のような制度を導入しています。

●特例制度

歴史的意匠を有しているものについては、表示面積の基準を緩和する制度があります。さらに、特に優良な意匠を有しているものや公益上やむを得ないもので、美観風致審議会の承認を受けたものについては、表示面積のほか、高さ等の基準を緩和する制度があります。

●表彰制度

特に優良な意匠を有しているものや、企業等の取組などによる京都独自のデザイン等、良好な景観形成に向けて普及効果のあるものについて、京都市が公募をし、選考により表彰します。表彰されたものについては、本市が積極的に紹介するとともに、許可期間（通常3年間）の延長を行います。

●助成制度

商店街等の団体が、一定のまとまった地域において、優良なデザインで良好な景観形成に寄与する屋外広告物を表示する場合や、景観重要建造物・歴史的意匠建造物等に、建物のデザインや周囲の景観と調和した屋外広告物を設置する場合については、一定の要件の下で、所有者等に対して設置費等の一部を助成します。

みやこ ■京・輝き隊（ボランティア制度）について

美しい都市景観を形成していくためには、行政だけではなく、市民の皆様と協力し、共に取り組んでいくことが必要です。

そのため、京都市では、京都の美しい景観を自らの手で守っていかこうとする市民の皆様で構成される「京・輝き隊」という団体を設けており、現在、貼り紙やビラの撤去等の違反広告物をなくす活動に御協力いただいています。



3-7 都市景観における行政の取組

1 道路における電線類の地中化等の取組

景観を構成する要素のうち、建物や広告物はもちろんのこと、電線、電柱等は、都市景観に大きな影響を及ぼすものです。とりわけ、歴史的な町並みを形成している地区においては、決して好ましいものとは言えません。

このため、京都市では、「無電柱化推進計画」に基づき、計画的に無電柱化等事業を実施していますが、今後、国の制度の活用等も図りながら、特に、世界遺産周辺地域や、歴史的町並みを保存すべき地区など、眺望景観を保全すべき地域等を重点的に、整備を図っていきます。



ねねの道

■無電柱化工事の例(祇園町南 花見小路)

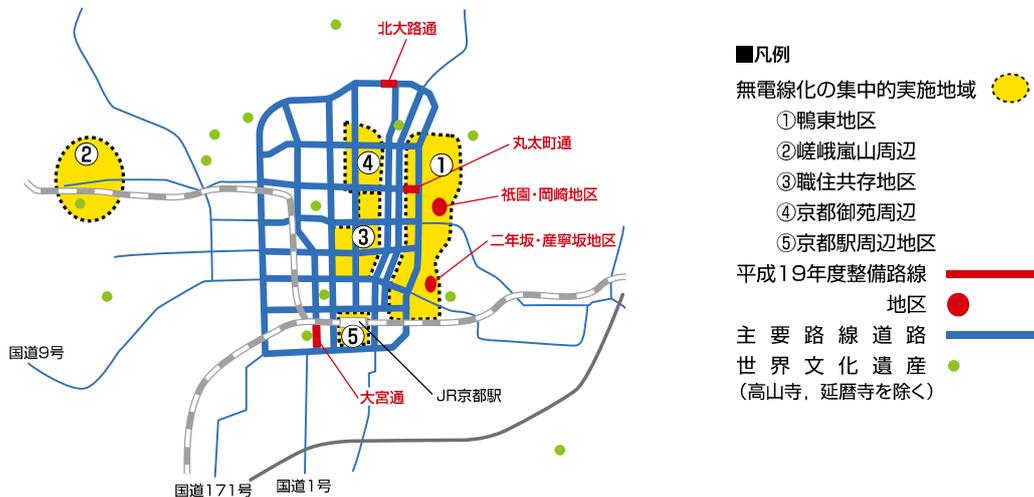


施工前



施工後

■京都市の無電柱化計画(イメージ)



2 公共施設の整備

都市の環境や景観に大きな影響を与える道路、河川及び緑豊かな潤いのある空間としての公園等の公共施設は、「京都市景観計画」などとの整合性を図るなど、より良い景観の形成に配慮した整備を図っていきます。

また、公共の建物においては、京都の都市景観の形成に先導的な役割を担うものとして整備を図っていきます。

■道



御池通

■公園



桜井公園

■建物



左京区役所外観イメージ(完成予想図)



東山区小中一貫校外観イメージ(完成予想図)